

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
1	下水道事務所	再生水設備水槽清掃業務委託(R6)	令和6年7月2日	2,420,000	株式会社 沖電システム	沖縄県浦添市西原三丁目18番6号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	再生水の送水においては24時間送水が原則であり、設備を稼働しながらの不断水による水槽清掃を実施するには、水中ロボットによる清掃が必要になる。水中ロボットによる清掃を行うにあたり、再生水設備水槽清掃に用いる水中ロボットを所有している県内業者は聞き取りした結果「(株)沖電システム」のみであるため、同社を契約の相手方とした。	特命随意契約
2	下水道事務所	北谷ポンプ場改築基本検討業務(R6)に係る計画策定に関する協定	令和6年7月17日	19,800,000	日本下水道事業団	東京都文京区湯島二丁目31番27号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	日本下水道事業団は、地方公共団体の代表者等の発意により国土交通大臣の許可を受けて設立された「地方共同法人」であり、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する各種技術的援助等を行っている。 処理場及びポンプ場に係る設計、工事においては、技術的知見を要し、現行計画の評価・見直しにおいては、客観的及び多角的に現計画を評価する必要がある。そのため、下水道に関する技術者を多数保有し、多くの自治体の設計、工事に携わり、高い技術力と知見を有する同事業団の技術的協力が必要であり、随意契約が必要である。	特命随意契約
3	下水道事務所	下水道施設修繕(機械その6)(R6)	令和6年7月31日	15,070,000	クボタ環境エンジニアリング株式会社九州支店	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	本修繕対象のベルト濃縮機は特殊な装置であり、当該装置の分解・組立・取付、そして各 부품の交換・調整は高度な知識と熟練した技術・判断が要求され、製造メーカー以外困難である。 部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員にしかできない。 以上のことから、製造メーカーである(株)クボタの点検修理等の委嘱を受けており、特殊な技術を有するクボタ環境エンジニアリング(株)九州支店との随意契約を行った。	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
4	下水道事務所	3系1号汚泥脱水機分解修繕(宜野湾)(R6)	令和6年9月30日	10,428,000	株式会社 西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁目5番28号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各部位の交換・調整などは、高度な知識と熟練した技術・判断が要求される。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるため、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な部品についても、メーカー独自の仕様に基づいた検査に合格した部品を使用することで装置全体としての性能を発揮できるものであり、そうした部品の適否判断は製造メーカー技術員(または製造メーカーから委託を受けた者)にできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)西原環境(旧社名:(株)西原環境テクノロジー、(株)西原環境衛生研究所)から委託を受けた者で、沖縄地区で唯一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する(株)西原環境おきなわとの随意契約を行った。</p>	特命随意契約
5	下水道事務所	オゾン設備点検業務委託(那覇)(R6)	令和6年9月12日	13,068,000	東芝インフラテクノサービス株式会社 九州支店	福岡県福岡市中央区長浜2丁目4番1号	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号	<p>本業務は、那覇浄化センター高度処理棟に設置しているオゾン設備の保守点検業務を行うものであり、当該オゾン設備は、同浄化センターで生成した二次処理水を滅菌・脱臭する設備である。</p> <p>オゾン設備は、その特殊性から各メーカーによってオゾン発生方法・機器構造等が異なっているため互換性がなく、本保守点検業務に当たっては、設備の全体構成及び各機器の構造・性能に熟知した専門知識と熟練した技術を要し、また、独自の測定・点検機材が必要である。</p> <p>以上の理由により、当該設備のメーカーである(株)東芝から事業継承を受け、唯一、本業務に対応できる特殊な技術を有する東芝インフラテクノサービス(株)九州支店との随意契約が必要である。</p>	特命随意契約

土木建築部 における随意契約の実績 (令和6年度2/四半期分)

単位:円

No.	担当課	契約の名称	契約日	契約金額	契約の相手方の名称	契約の相手方の住所	地方自治法 施行令(根拠)	契約の相手方の選定理由	その他
6	下水道事務所	1号遠心脱水機 修繕(西原)	令和6年9 月5日	16,830,000	(株)西原環境おきなわ	沖縄県那覇市銘苅二丁 目5番28号	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第2号	<p>本修繕対象である汚泥脱水機は特殊な機器であり、当該機器の分解・組立・取付、そして各 部品の交換・調整などは、高度な知識と熟練し た技術・判断が要求される。</p> <p>部品の供給については特殊・専用品であるた め、製造メーカーしか供給できず、汎用品的な 部品についても、メーカー独自の仕様に基づ いた検査に合格した部品を使用することで装置 全体としての性能を発揮できるものであり、そ うした部品の適否判断は製造メーカー技術員 (または製造メーカーから委託を受けた者)に しかできない。</p> <p>以上のことから、製造メーカーである(株)西原 環境から委託を受けた者で、沖縄地区で唯 一、本修繕に対応できる特殊な技術を有する (株)西原環境おきなわとの随意契約を行った。</p>	特命随意 契約
7	下水道事務所	脱硫塔充填材 洗浄業務委託 (那覇・宜野 湾)(R6)	令和6年7 月4日	14,300,000	沖縄道路メンテナンス (株)	沖縄県豊見城市字伊良 波519番地1	地方公営企 業法施行令 第21条の13 第1項第8号	<p>本件は、充填材洗浄業務の施工実績、応札実 績のある者、また、浄化槽清掃業者名簿、建 築物排水管清掃業名簿に記載のある者から計 15者を選定し、指名競争入札に付したが、再 度(3回)の入札においても予定価格以下で 応札した者がおらず不発となった。</p> <p>その後、左記根拠法令に基づき随意契約へ 移行し、再度の入札に応札した者全てから見 積書を徴収し、予定価格以下かつ最低価格を 提示した者と契約締結した。</p>	